

再生可能エネルギー導入促進のための特区提案について

1 東日本大震災津波で発生したライフライン被害の概要

(1) ライフライン被害

区分	最大被害状況	復旧状況
停電	約 76 万戸	復旧完了 (5 月 28 日復旧)
ガス供給停止	約 9.4 千戸	供給停止なし (4 月 26 日復旧) ※1
断水	約 18 万戸	復旧完了 (7 月 12 日復旧)
電話不通	約 6.6 万回線	サービス中断中の通信ビルなし (4 月 17 日復旧) ※2

※1 家屋倒壊等が確認された箇所を除く。

※2 加入者宅と通信ビル間の回線切断等により、利用できない場合がある。

出典：岩手県災害対策本部調べ

(2) 停電復旧までの所要期間

日にち	停電戸数	備考
平成 23 年 3 月 11 日	全域(約 76 万戸)	
12 日 (発災翌日)	501,609 戸	回復戸数 約 30%
13 日	175,306 戸	回復戸数 約 75%
14 日	117,980 戸	回復戸数 約 85%
18 日 (1週間後)	44,487 戸	回復戸数 約 95%
4 月 11 日 (1ヶ月後)	29,438 戸	回復戸数 約 96%
5 月 28 日 (約2か月半)	復旧完了	家屋等流出地域(26,046 戸)を除いて復旧

出典：東北電力公表資料「地震発生による停電等の影響について」を基に、岩手県環境生活部環境生活企画室まとめ。

2 復興の取組

東日本大震災津波の際の長期間にわたる停電を教訓とし、本県では、災害時においても一定のエネルギーの供給が可能な「災害に強い地域づくり」を復興の取組として位置付けている。

(1) 岩手県東日本大震災津波復興計画（平成 23 年 8 月策定）

＜防災のまちづくり＞

本県に豊富に賦存する太陽光、木質バイオマス、地熱などの再生可能エネルギーを最大限活用するとともに、防災拠点や住宅・事業所等が非常時においても一定のエネルギーを賄えるシステムの導入促進

＜『さんりくエコタウン形成』プロジェクト＞

三陸の地域資源を活用した再生可能エネルギーや省エネルギー技術の導入を促進し、災害にも対応できる自立・分散型のエネルギー供給体制を構築することにより、環境と共生したエコタウンの実現に向けた取組を推進する。

(2) 市町村の計画

- ① 津波により甚大な被害を受けた沿岸部の 12 市町村では、再生可能エネルギーを活用したエネルギーの安定供給や災害時の電源確保を含めた災害に強いまちづくりの取組を復興計画の重要課題に位置付けている。

- ② 内陸部の市町村においても、東日本大震災津波の経験を踏まえ、非常時においてもエネルギーが供給できるよう、**自立・分散型エネルギー供給体制の構築**に向けた取組を進めている。

(一部市町村の取組内容を抜粋)

市町村名	取組概要 (抜粋)
北上市	あじさい型スマートコミュニティ構想モデル事業 (経済産業省のスマートコミュニティ導入促進事業を活用) 既存建物施設へ段階的に再生可能エネルギーを分散配置し、市関連施設で使用する電力の再生可能エネルギー比率を高めると共に、面的に災害に強い街づくりを行う。 【目標】 <STEP 1> ①本庁舎の使用電力の20%以上を分散電源で担う ②災害時の災害対策本部及び一次避難所の電源確保 (一部GND基金を活用) <STEP 2> ①水力等の再生可能エネルギーの増加に伴い、使用電力の20%以上を再生可能エネルギーとすることを旨とする ②目標対象施設の拡大
葛巻町	葛巻町地域エネルギー利活用に関する報告書 (平成 23 年 5 月) 【地域エネルギー利活用戦略】 町内に賦存する様々な地域エネルギーを有機的かつ複合利用することにより、地域での経済循環を起し、町内の地域エネルギーを利活用して新たな一次産業の創造と雇用の拡大を図る。 また、大地震や自然の驚異による風水害、大雪などによる災害時においても、町民の日常生活を保障するため、地域エネルギーの利活用を進め、最低限の電力や熱エネルギーを自給する体制を整備
紫波町	紫波中央駅前エネルギーステーションと地域熱供給事業 (環境省の地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業を活用) 【目的】 紫波中央駅前の再開発に伴い、役場新庁舎、民間事業棟等を建設することを受け、これらに併せてエネルギーステーションを建設し、災害時にも活用できるよう、木質バイオマスを起源とした冷暖房と発電を行う。

3 迅速な復興のための東日本大震災復興特別区域法 (以下「法」という。) の活用

(1) 本県の考え方

法に規定された規制・手続の特例、税・金融上の特例措置の早期活用を図る復興推進計画の作成に向け、平成 23 年 12 月 26 日に復興特区プロジェクト・チームを庁内に設置し、「まちづくり」「産業再生」「**再生可能エネルギー**」「**保健・医療・福祉**」の 4 つのテーマを中心に、市町村等のニーズを把握しながら計画に盛り込む内容の検討を開始

(2) 再生可能エネルギー導入促進にあたっての課題把握

市町村や発電事業者への規制緩和要望項目を照会。40 項目の意見提示があった。

当該要望項目をもとに、法に基づく新たな特例提案の検討を行うため、岩手県再生可能エネルギー復興推進協議会※ (以下「協議会」という。) を設置し、協議実施

※法第 13 条に規定する復興推進協議会

(3) 協議会の開催

① 設置

平成 24 年 3 月 15 日設置（構成員 12 名）

② 設置目的

再生可能エネルギーの導入促進に関する新たな規制の特例等の提案及び復興推進計画の作成等必要な事項について協議を行うことにより、復興の円滑かつ迅速な推進に寄与することを目的として設置

③ 協議の概要

	意見交換項目等	協議結果等
第 1 回 (24.3.15)	市町村及び事業者等への意見照会結果に基づく復興特区制度を活用した規制緩和要望 40 項目をもとに意見交換を実施	規制緩和要望 40 項目について、国の各省庁の意見を聞きながら提案項目を固めていくこととした。
< 要望項目に関する復興庁との事前協議 >		
第 2 回 (24.6.22)	規制緩和要望への追加 3 項目を含めた 43 項目について意見交換を実施し、重点要望項目の絞り込みを実施	意見交換の結果、重点要望項目を次の 4 項目とし、国や県の関係部局との調整を進め、次回協議会で提案内容の取りまとめを実施することとした。 ①農用地域内における開発行為の制限の緩和 ②農地の転用の制限の緩和 ③保安林の指定の解除要件の緩和 ④風力発電事業に係る環境影響評価の期間短縮
< 要望項目に関する復興庁との事前協議 >		
第 3 回 (25.8.21)	再生可能エネルギー特区に係る国への提案内容の取りまとめを実施  別添「復興推進計画の区域における事業の実施に必要となる新たな規制の特例措置等の提案書」のとおり	○ 立地が限定される風力と地熱に係る農地転用規制について提案していく必要がある。 ○ 保安林解除、農地への太陽光発電設備設置、環境アセスメント審査期間の短縮については、国の対応の実効性を見定める必要がある。